



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

## 事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「停車時にも適度な車間距離を !!」

### 【事故概要】

前の車に続いて停車中、後続車に追突された衝撃で前方に押し出され、さらに、停止中の前の車に追突した多重事故。

### ドライバー等語録

#### ○最初に追突した車の運転手

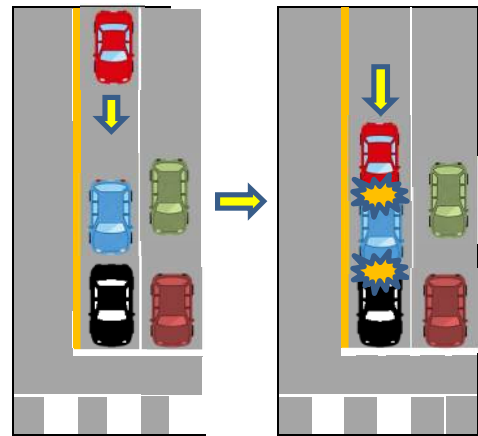
「お店を探しながら運転していたので、前の車が止まっていることに気がませんでした。」

「しっかりと前を見ながら運転するべきでした。」

#### ○最初に追突された運転手

「追突された後、まさか、前の車にも追突するなんて…」

「もっと車間距離を取っていれば前の車にはぶつからなかったかも…」



## 運転中は「油断と過信の払拭」・「運転に集中」！！

車の運転者は、刻々と変わる道路状況に応じて「認知」・「判断」・「操作」を繰り返しています。

しかし、運転経験や慣れなどから生じる油断や、運転技術などの過信が、正しい判断を誤らせる原因となります場合があります。

また、目的地を探したり、景色を眺めたりして脇見をしてしまうと、道路状況の変化に気付くのが遅れて交通事故に繋がります。運転中は、自らが意識して「油断と過信の払拭」に努め、「運転に集中」し、正しく「認知」・「判断」・「操作」し、より慎重な安全運転を心掛けましょう。



## あらゆるリスクに備えてこそ「防衛運転」

皆さん、走行中は適度な車間距離を保持して、ゆとりある運転に心掛けられていると思います。でも、信号待ちなどで前の車に続いて停車する場合には、車間距離を詰めすぎたりしていませんか？

このような交通事故のケースでは、自分以外にも、さらに関係の無い第三者などを巻き込む恐れも考えられますので、万が一追突された場合などの被害を最小限に抑えるため、安全な車間距離を保ちましょう。そのほか、車や歩行者などで道路が混雑している場所を通行する場合は、急な飛び出しなどを考えて十分に速度を落としたり、体調が悪い場合には車の運転を控えるなど「自リスクを避ける、リスクに備える」防衛運転に努めましょう。

## 第33回セーフティ123キャンペーンのお知らせ

運転免許を持っている方が3人でチームを組み、123日間、正しい交通ルールと模範運転を実践し、無事故・無違反に挑戦する、県民参加型の交通安全キャンペーン「第33回セーフティ123キャンペーン」を令和8年度も実施します。

- ◎ 募集期間: 令和8年5月1日(金)から6月30日(火)
- ◎ 実施期間: 令和8年7月1日(水)から10月31日(土)までの123日間

※ 参加申込み方法は、令和8年4月上旬から、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署などに備え置きます「応募申込パンフレット」を御覧の上、お申し込みください。皆さんの参加をお待ちしております。

## 宮城県春の交通安全県民総ぐるみ運動について

### ◎ 実施期間

令和8年4月6日(月)から4月15日(水)まで

※ 4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です。

### ◎ 運動重点

- **通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保**  
新入学児童が通学を初めて間もない時期です。子どもを交通事故から守りましょう。
- **「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上**  
「ながらスマホ」による事故が増加しています。スマホを見ながらの運転は絶対にやめましょう。
- **自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底**  
4月1日から自転車の交通違反に青切符が適用されます。交通ルールを守って走行しましょう。運動重点など詳細については、下記ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/08harukoutuuannzenn.htm>



## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45(土・日・祝日、年末年始はお休みします。) ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00(下記の窓口で事前予約が必要です。)	
窓 口	電話(問い合わせ先)	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日 14:00～16:00(要予約)
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 14:00～16:00 県庁交通事故相談室との リモート相談のみ(要予約)
北部地方振興事務所県民サービスセンター	0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	0220-22-6111 内線203	
東部地方振興事務所県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	0226-24-3186	

※ 県庁交通事故相談室を除く、各県民サービスセンターの窓口については県庁交通事故相員とのリモート相談のみ(要予約)となります。